

がん検診のお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

がん検診のお知らせ

がん検診

がん検診の申し込みをまだしていない人は、健康課までお問い合わせください。子宮頸がんや乳がん、大腸がん検診の無料クーポンが届いている人は、この機会にがん検診を受けましょう。

集団検診（胃がん、大腸がん、結核・肺がん検診）

集団検診を次の日程で行います。

場所	検診日	時間（胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診）
三野町保健センター	11月 4日（木）	個人通知で日時をご確認ください。
	11月 5日（金）	
	11月 7日（日）	
	11月 8日（月）	
	11月 9日（火）	
市民センター仁尾	11月10日（水）	
	11月25日（木）	
栗島総合開発センター	11月26日（金）	
	11月 8日（月）	※大腸がん検診、結核・肺がん検診のみ実施

※胃がん検診・大腸がん検診は完全予約制です。「ご案内」に同封の予約票をご確認ください。
※肺がん検診のみ受診する人は、自治会ごとに割り振られた日時にお越しください。都合がつかない場合は健康課にご連絡ください。

医療機関検診

子宮頸がん・乳がん検診は、実施医療機関で令和4年2月28日（月）まで受診できます。医療機関用の受診票が必要です。まだ申し込みをしていない人は、健康課までお問い合わせください。

下記のいずれかに該当する人はがん検診を受診できません

- 2週間以内に発熱や風邪の症状（咳・のどの痛みなど）があった
- 嗅覚（におい）や味覚（あじ）の低下を感じる
- 倦怠感（強いだるさ）や呼吸困難（息苦しさ）がある
- 4～5日続く消化器症状（下痢・吐き気・おう吐）がある
- 2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある人と接触した
- 2週間以内に、感染が拡大している地域や海外を訪問した（訪問した人との接触がある人を含む）

新型コロナウイルス
感染予防にご協力
ください



風しんの予防接種

風しんの抗体検査と予防接種が受けられます

予防接種法の規定により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性は、風しんの抗体検査および予防接種が無料で受けられます。風しんを成人で発症した場合、症状が重くなるだけでなく、妊娠初期の女性に感染させてしまうと、お腹の赤ちゃんに障がいがあることがあります。ぜひ、この機会に抗体検査と予防接種を受けましょう。
対象者には、昨年度クーポン券を送付しています。クーポン券を紛失した人や転入などで市のクーポン券をお持ちでない人は、健康課までご連絡ください。

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
普通年金事務所 ☎0877-62-1662
ねんきんネット https://www.nenkin.go.jp/n_net

11月は「ねんきん月間」です
11月30日（いいみらい）は「年金の日」です。ねんきんネットでは、自分の年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です
国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、令和3年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。
また、自身の保険料だけでなく、家族（配偶者や子など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。
なお、令和3年1月から12月までに納付した国民年金保険料については、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。



▲ねんきんネットホームページ

このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。また、令和3年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人には、令和4年2月上旬に控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書または領収証書を添付してください。
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

問い合わせ
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570（003）004

社会保険労務士による無料年金相談（要予約）
日時 11月10日（水）
午前10時～午後3時
場所 危機管理センター
持ち物
年金手帳、年金証書、相談者本人であることが確認できるもの
※代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるものが必要
申し込み・問い合わせ
街角の年金相談センター高松（オフィス）
☎087（811）6020

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014 県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

お薬手帳を持参して相談しましょう
お薬の飲み残しはありませんか。お薬の飲み残しがある場合は、まず、薬局の薬剤師にご相談ください。
薬の種類、量、使用期限などの確認や、体調や体質などを相談することで、医師と処方調整してくれる場合もあります。

薬を飲み残した理由	薬局や病院に相談する内容
種類や数が多い	1回分ずつ1袋にまとめてもらう
飲むことを忘れる	飲む回数の少ない薬に変えてもらう
大きくて飲みにくい	小さい錠剤や粉薬に変えてもらう
飲むと体調が悪くなる	アレルギーなどの体質や副作用の可能性を確認する
体調が良くなったので飲まなくなった	自己判断での中断は大変危険なので、まずご相談ください

お薬手帳を忘れると、医療費（管理指導料）が高くなる場合があります。また、複数の病院で薬を処方されている人は、飲み合わせ（併用禁忌）による相互作用や重複投薬による過量服用などが原因で副作用を起こす恐れがあります。これを未然に防ぐためにも、医師や薬剤師にお薬手帳を確認してもらいましょう。